

衆議院内閣委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 6 月 4 日（金）、第 30 回の委員会が開かれました。

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第 37 号）（参議院送付）
 - ・小此木国務大臣、田所法務副大臣、船橋財務大臣政務官、池田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）
 - ・平将明君外 5 名（自民、立民、公明、共産、維新、国民）から提出された附帯決議案について、森田俊和君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）
（質疑者）金子俊平君（自民）、古屋範子君（公明）、吉田統彦君（立民）、森田俊和君（立民）、後藤祐一君（立民）、塩川鉄也君（共産）、足立康史君（維新）、岸本周平君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

金子俊平君（自民）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）

- ア クロスボウが最初に社会的注目を浴びた平成 5 年の事件から 28 年経過後に法改正を行う理由
- イ 実証実験により危険性を認識し、事件発生前に器具の規制を行う必要性
- ウ クロスボウの国内における流通数及び法改正後における回収可能見込み数
- エ ダガーナイフ所持に対する規制後の同ナイフを使用した事件の減少状況
- オ クロスボウを業務上使用している者に対する規制の周知方法
- カ クロスボウを団体で所有し複数人が使用している場合の規制の在り方
- キ クロスボウの取扱いに関する講習会の実施場所についての配慮を各都道府県警察に対し指導する必要性
- ク 海外におけるクロスボウの規制の状況
- ケ クロスボウの規制に対する小此木国務大臣の意気込み

古屋範子君（公明）

本法律案

- ア クロスボウが犯罪に使用される背景及び規制の必要性
- イ 今後犯罪に利用される危険性が高い器具の出現に備え、都度法改正を行うのではなく即時規制できる体制を整備する必要性
- ウ 購入時における所持許可証等の確認の真正性及び本人確認の実効性を担保するための取組
- エ インターネット上の違法な個人間の売買を防止するため、監視及び取締りを一層強化する必要性
- オ 施行後の経過措置期間中にクロスボウの既所持者による所持許可申請、譲渡又は廃棄手続が適正に行われるよう当該者へ法改正を周知徹底するための措置内容

吉田統彦君（立民）

（1） 本法律案

- ア 昨年の兵庫県宝塚市におけるクロスボウによる殺傷事件の発生前にクロスボウを規制の対象とする検討を行ったかの確認

- イ 軽犯罪法第1条第2号に定める凶器携帯の罪による摘発が可能であるにもかかわらずアの事件が発生した理由
- ウ クロスボウの所持許可事由に、拳銃等の所持許可事由として認められていない芸能の公演、博覧会における展示及び博物館における展示が含まれる理由
- エ クロスボウの所持に係る許可申請件数の見通し
- オ 欠格事由によるクロスボウ所持の不許可又は許可取消件数の見通し
- カ インターネット販売事業者に対するクロスボウの販売規制に係る指導及び監視の在り方
- キ 販売規制に違反したインターネット販売事業者に対する罰則の有無
- ク スリングショットの危険性に対する評価
- ケ スリングショットに対する規制が本法律案の対象にならなかった理由
- (2) 性別を限定した医科大学の設置
 - ア 女子大学の設置の要件
 - イ 男子のみを対象とする医科大学の設置の可否
 - ウ 大学及び学部の設置に係る審査主体及び審査期間
 - エ 共学の医学部を男子のみの医学部に変更するための手続
- (3) 貸与制の下で司法修習を受けた元司法修習生に対する支援
 - ア 給費制から貸与制への移行に伴う法曹志願者の減少に対する認識
 - イ 司法修習生の給費制の維持に関するパブリックコメントの実施の有無
 - ウ 救済措置の必要性についての国民からの意見聴取の有無
 - エ 救済措置の必要性
 - オ 救済措置の導入に向けた検討状況

森田俊和君（立民）

本法律案

- ア インターネットにおける取引対策
 - a 拳銃等の取引に係る摘発の現状
 - b クロスボウの取引に対する規制についての課題
- イ 税関における取引対策
 - a 税関における拳銃等の取引に係る摘発の現状
 - b クロスボウの密輸を防ぐための課題
 - c 税関における水際対策の今後の方向性
- ウ 銃砲等の適切な取締りに向けた小此木国務大臣の決意
- エ 鳥獣被害対策
 - a 銃による鳥獣の捕獲の位置付け
 - b 猟友会の会員数の減少に伴う鳥獣被害対策への影響
 - c 鳥の捕獲活動に係る経費の支援の在り方

後藤祐一君（立民）

(1) 本法律案

- ア 個人でクロスボウを輸入する手続及び本人確認の方法
- イ 輸入代理店が購入した場合の本人確認の方法
- ウ 真に所持の認識がない場合は不法所持の構成要件に該当しないことを明確にする必要性
- エ 現にクロスボウを所有する者への経過期間における措置等についての具体的な周知方法
- オ 以前にクロスボウを購入した者に対して販売事業者から周知を行うよう政府から依頼する必要性

- カ 第10条第2項第2号の2の「危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるもの」の具体的な内容
- (2) 火薬類等譲受許可証
- ア 全ての都道府県で即日発行する必要性
- イ 少なくとも複数回申請している者については即日発行を可能とする必要性
- (3) ライフル以外の銃についても弾を6発充填可能とする必要性
- (4) 狩猟者自身が熊を確認する前に銃砲を容器から取り出すことが認められていることの確認及び猟友会への周知の有無
- (5) 電動キックボードの規制緩和について最高時速25キロ、対象年齢を中学生以上とする必要性
- (6) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案
- ア 特別注視区域の指定の要件を満たしている区域の不動産事業者に対する取引や価格への影響についての意見聴取の有無
- イ 報告徴収の実施方法及び戸別訪問による報告徴収を避ける必要性

塩川鉄也君（共産）

- (1) 本法律案
- ア 法改正後の経過期間における措置等についての周知方法
- イ クロスボウのインターネット上の取引についての取締り及び監視体制の強化の必要性
- (2) 交通事故統計
- ア 負傷者数と自賠責保険の統計数値の乖離の理由
- イ 交通事故統計が負傷者数の実態を反映していない可能性
- ウ 交通事故統計と自賠責保険の統計数値の乖離について検証する必要性
- エ 警察官が被害者に診断書を提出しないよう勧めている実態があるとの指摘に対する見解
- オ 実態を正確に反映していない統計を交通安全基本計画の政策目標の基本的な統計として活用していることへの懸念
- カ 交通安全基本計画の死傷者数の削減目標に合わせて人身事故を回避するような対応を警察が行っている可能性

足立康史君（維新）

中国残留邦人問題

- ア 中国残留邦人とは旧満州に居住していた者に限られるとの指摘は誤りであることの確認
- イ 身元が判明している中国残留孤児は「身元未判明中国残留日本人孤児名鑑」に記載されていないことの確認
- ウ 中国残留邦人が中国のパスポートで日本に帰国する事例はあり得ることの確認
- エ 中国で結婚・出生した中国残留邦人の配偶者・子が、当該在留邦人の死後、日本で婚姻届・出生届を提出することはあり得ることの確認

岸本周平君（国民）

本法律案

- ア 法改正後、警察庁はクロスボウの販売・流通を把握することの確認
- イ クロスボウはいわゆる外為法に基づく輸入の承認義務の対象外であることの確認
- ウ 日本ボウガン射撃協会と協力してクロスボウの安全講習を実施する必要性
- エ 6か月の経過措置期間中の具体策